

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託保安林の指定

建設省所管国有財産の用途廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(解の指定について)の一部改正

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第六十号)中別表の第二種県営住宅の表の田後港団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年四月十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

宇倍野第二 四、一〇〇円

を

宇倍野第二 四、一〇〇円  
田後港 四、五四〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月十日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を次の者に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 鳥取市農業協同組合
- 倉田農業協同組合
- 米里農業協同組合
- 伯仙農業協同組合
- 倉吉市農業協同組合
- 上道農業協同組合
- 中浜農業協同組合
- 国府町農業協同組合
- 福部村農業協同組合
- 船岡町農業協同組合
- 八東農業協同組合
- 丹比農業協同組合
- 若桜町農業協同組合
- 大村農業協同組合
- 美保農業協同組合
- 美穂農業協同組合
- 米子市農業協同組合
- 大高農業協同組合
- 外江町農業協同組合
- 余子農業協同組合
- 渡農業協同組合
- 岩美町農業協同組合
- 那家町農業協同組合
- 河原町農業協同組合
- 安部農業協同組合
- 池田農業協同組合
- 吉川農業協同組合
- 別府農業協同組合

- 社農業協同組合
- 智頭町農業協同組合
- 青谷町農業協同組合
- 浅津農業協同組合
- 宇野農業協同組合
- 東郷農業協同組合
- 花見農業協同組合
- 関金町農業協同組合
- 中北条農業協同組合
- 東伯町農業協同組合
- 西伯町農業協同組合
- 会見町手間農業協同組合
- 日吉津村農業協同組合
- 大山農業協同組合
- 所子農業協同組合
- 名和町農業協同組合
- 中山町農業協同組合
- 黒坂農業協同組合
- 多里農業協同組合
- 溝口町農業協同組合
- 佐治村農業協同組合
- 山東農業協同組合
- 長瀬農業協同組合
- 橋津農業協同組合
- 泊村農業協同組合
- 舎人農業協同組合
- 三朝町農業協同組合
- 北条町農業協同組合
- 大栄町農業協同組合
- 赤碓町農業協同組合
- 賀野農業協同組合
- 岸本町農業協同組合
- 淀江町農業協同組合
- 高麗農業協同組合
- 香取開拓農業協同組合
- 庄内農業協同組合
- 日南町農業協同組合
- 日野農業協同組合
- 江府町農業協同組合

鳥取県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

米子市西福原字堀川尻丙一五四〇の五、一五四〇の六

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年三月二十日から用途廃止した。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

(平方メートル)

用途

鳥取市良田字最ノ谷二八ノ二番地先から  
二八ノ三番地先まで

五ノ一番地先から  
宇輪ノ内五九ノ二番地先まで

宇最ノ谷一三ノ一番地先から  
宇輪ノ内五九ノ二番地先まで

三四・九〇 道路敷

一〇〇・五二 "

七四・五〇 水路敷

鳥取県告示第二百九十一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日        | 指定番号 | 住 所             | 氏 名      | 売りさばき場所         |
|--------------|------|-----------------|----------|-----------------|
| 昭和<br>四六・四・一 | 三三六三 | 鳥取市本町四丁目<br>二二二 | 池上<br>和夫 | 鳥取市本町四丁目<br>二二二 |

鳥取県告示第二百九十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市立川町五丁目三二〇」を「鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山一一」に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十六年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年四月二日

鳥取県選挙管理委員会 加藤 章

一 日時 昭和四十六年四月五日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会 委員室

三 議題 鳥取県議会議員選挙について

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部 筒月三百円(送料を含む。)】